



大袂詞三條辨  
上

特別  
イ 4  
3163  
157(1)



貴  
14  
3163  
157(1)

根本真苗著



大袂詞三條辨  
三卷

明治七年三月新鐫

身一條

敬神愛國乃首上

體身之事

身二條

天理人道之明

身無事

身三條

皇上以奉裁  
朝旨之道守也心  
身事

高宗親王書



世に人なる者、何事をもせし我  
らも古に成る事、後世に傳ふ事、  
此の道に志し、力を盡し、業  
を勵むに時、無事、萬事、心を  
成得、事、言、術、更、南、北、  
成、古、道、字、學、神、習、水、火、の、心、を

多事を以て 表真心の研み磨き力に  
及ぶに限り 勞多勉免の道程あり  
世に古より 例なき事あり  
世の中 天下の難事あり  
常々 思悟を致し 勉むるに  
大彼三條 辨少なるを安んず 實を其に彼

大彼詞を以て 物識を彌継ぐ  
從に 加へ 考き 附く 石上古語を悟  
得るに 不審く 多事 我共 根の初  
ありしに 説ふに 終始を 變へ 爲  
る 神妙 倫羅ふ 爲に 爲る 爲に 爲  
物の 爲 直し 此詞 有り 皇國 教

言の— 是れも亦辨定めし人々昔々  
梨曾々聞及よ如事あり安敷き今亦の  
書少始々發部省に教則乃旨水琴  
此音に笛合せせ留め如く甚能く  
相符し由緒も難し金明と色— 終誠  
少習れ亦後言の— 多終とて我も里

心— 字成る一に物も如くあり  
争は母物學に事新黨も此書の出  
来— 何れも亦如く力代錫— 昔も勵  
歸之 勞功勳米米良む亦其才西保  
明— に随れ今亦に辭古も成る免多  
後世も傳ふ通る功物も亦亦— 是

いみじく難知なる事ありやむ

皇大神宮大司馬權中教正六位田中頼庸

序例

被<sup>レ</sup>申<sup>ル</sup>凶<sup>ニ</sup>を吉<sup>ニ</sup>にかへ禍<sup>ヲ</sup>成<sup>ル</sup>福<sup>ニ</sup>ふらふ皇<sup>ノ</sup>神<sup>ガ</sup>に  
教<sup>ヲ</sup>則<sup>テ</sup>たるは古<sup>ノ</sup>事<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>に伊<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>岐<sup>ハ</sup>命<sup>ニ</sup>黄<sup>ノ</sup>泉<sup>ニ</sup>  
國<sup>ニ</sup>に到<sup>リ</sup>坐<sup>セ</sup>は穢<sup>キ</sup>穢<sup>キ</sup>成<sup>ル</sup>拂<sup>ヒ</sup>清<sup>ク</sup>なるは伊<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>岐<sup>ハ</sup>命<sup>ニ</sup>黄<sup>ノ</sup>泉<sup>ニ</sup>  
紫<sup>ノ</sup>乃<sup>ハ</sup>橘<sup>ノ</sup>小<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>なり大<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>身<sup>ニ</sup>に著<sup>キ</sup>あせり物<sup>ヲ</sup>に  
あへて脱<sup>キ</sup>棄<sup>テ</sup>給<sup>フ</sup>へあへて被<sup>レ</sup>申<sup>ル</sup>穢<sup>キ</sup>穢<sup>キ</sup>  
物<sup>ヲ</sup>を拂<sup>ヒ</sup>出<sup>ス</sup>るは伊<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>岐<sup>ハ</sup>命<sup>ニ</sup>黄<sup>ノ</sup>泉<sup>ニ</sup>  
潮<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>にかつたて大<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>身<sup>ヲ</sup>を滌<sup>ヒ</sup>ふ給<sup>フ</sup>なり



を身ミ滌ソギやいし穢ケガレけし身ミ成ナリ清スガむる也  
又須ス佐サ之ノ男ヲ命ヲハ畔ア放ハナチ溝ミヅ埋ウメ樋ヒ放ハナチ頻シキ時トキ串シ刺サシ生イキ  
剥サカ逆ギ屎クツ戸ヘ等ト惡サカキ事コト行イひ給タマへるにありて  
被ハラヘツモノ具ツグを出イして罪ツミを贖アガナ出イ御ミ身ミ逐メはれ多オホおそ  
了マツル後ノチ清スガお御ミ心ココロふりりかへ至タ多オホ多オホへはふあ  
そよれハ伊イ邪サ那ナ岐キ命ノミハ被ハラヘ少オホ禊シヅギを志シて天アメ  
地ツチに御ミ功イサヲをたて給タマひ須ス佐サ之ノ男ヲ命ヲ者ヲ被ハラヘ具ツグを  
出イして後ノチきらくきらくと孝コウ書カキは出イて萬マン世セ尔ニ

教ノを遺ヒし給タマへり此コト二ニ神カミの例タトヘを以モて人世ニと  
ありても行イりりり古コ語コトバ拾ヒ遺ヒ神カミ武タケ天皇ノミコ  
み段ノ尔ニ令ミツ天アメ兒コ屋ヤ命ノミ之ノ孫マゴ天アメ種タネ子コ命ノミ解トク除ヘ天アメ眾ツミ  
國クニ罪ツミ事コト也ナリ又マタ古コ事コト記キ仲ナカ哀アハレ天アメ皇ノミコ乃ハ段ノに天アメ  
皇ノミコ既スデ崩クニ訖シ尔ニ驚オドロキ懼カシコミ而シテ坐マセ殯マシテ宮ノミヤ更マシ取トク國ノクニ之ノ大オホ奴ヌ佐サ  
而シテ種クサ々ク求マギテ生イキ剥サカ逆ギ阿ア離ハナチ溝ミヅ埋ウメ屎クツ戸ヘ上ノオ通トク下ノサ通コ  
婚クハケ馬ウマ婚ウナヘ牛ウシ婚ウナヘ雞トリ婚ウナヘ犬イヌ婚ウナヘ之ノ眾ツミ類タガヒラ為シ國ノクニ之ノ大オホ被ハラヘ而シテ  
也ナリ何ナニあり人ヒト世ヨとありて也ナリ嚴オソクなる皇ノミコ國ノクニ也ナリ

○序之五

教則として行はるるにありき。前ふりい  
如く凶を吉にかへ禍を福にかへふ功驗の  
ありあり多理。今や何事も古にうへはせ  
給也。神習の直く正志くいとを尊む。皇國乃  
御政事より於あふてを給ふあにく教導職  
任給也。世に普くしとをへお三條の規則を  
なむ定むとせたりるを。所謂敬神愛國乃  
旨を體さへた事。天理人道を明ふを急む事。

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむへ事  
の三條あり。抑此三條の御法なり。やいふも  
大被詞といふを其義理ハ一ふて上もふ也。  
吾大御國に大軌範あり。あり多るさて大被  
詞の解ハ既く縣居翁哉。始り世々の大人量  
を法おくに殘る隈もよく解あり。と雖も  
もいふさう云ふもあらしきや。猶ありに  
ハ考へ誤まらふ。解ありしにる處々也。



そ名はくくも持のやも也。子む人よく味  
はへてよ

明治六年十二月

豊後國竹田 根本真苗誌



考云祝詞ハ中臣氏の宣  
了也然るを今世人の中  
臣被とのみいひ、さう  
さくあり中臣ハ祝詞を  
宣す被ハト部のまゝ業  
ふて別あり中臣の被詞  
といはる。被ハ中臣の  
業の如く聞えてさくわ  
る。神祇令に凡六月  
十二月晦日大被略中臣  
宣被詞ト部為解除、やあ  
る。○此大被詞ハ近江大  
津宮のまより、淨御原宮  
のさうさくは聞ふ書た  
る物あらん。然る被神代

# 大被詞三條辨上卷

根本真苗謹撰

後叙云 被の中に殊ふ大被といふ名ハ古書と  
もに此事の出多し例を以て考ふるに一人の  
被ふ非ハ廣く諸人の被ふるが故に大とハハ  
ふりて **執中抄**云 祝詞ハ被詞也神祇令云中臣  
宣被詞その疏に被詞者法刀言也と云り **法**  
カハ説の如 此能留といふ言ハ上下に涉る **辭**  
を省ふる也

の言とて、天岩門の前  
みく、天兒屋命の唱へ  
弦へま、神語そといひ  
あるハ、種原宮代御代に  
天種子命の作王孫へま  
あといふハ、古言古文に  
時代々々のほまあるこ  
とをわういしていふ  
ふり言也、続日本紀に  
此詞をまて、神語とい  
へるこゝあるをみて、神  
の語ありといふ人、あ  
らん、凡神の事をいへ  
るをハ、神の語ありねと  
る、神語といへるまで、其

ふて、天皇より神祇を奏さしめ、弦を能留  
といひ、又百官以下に宣志を、弦を能留せ  
いふ、あゝ、祓處に集へる人々に宣説て聞志  
むる義也、さば、下に命さる、教令にして、神ふ  
申し祝辞ふを、あゝ、**真苗云**、今さる、三條辨  
とハ、此程、教導職多る者、規則として、下し、弦  
けり、敬神愛國の旨を體さへ、祀事、天理、人道  
を明かにすへ、お事、皇上を奉戴し、朝旨、城、遵守  
せしむへ、祀事、この、三條あり、それ、已、大祓詞  
此件々に、其、趣意を注、解、あゝ、を、以て、大祓

例外にもあり、又万葉十  
九ふ、住吉、伊都、久祝之  
神言等云々、是等の神言  
ハ、祝部を作する文あり  
とす、其、本ハ、神の命によれる故に、神言といひ、佛の事書を佛語と  
いふ、た、く、ひ、あるを、り、神語とあるに、より、必、神の語や、せ、神書ハ、皆、神の書、弦へる書、佛書ハ、皆、佛  
のいへる言とせんや

詞三條辨と也。  
題くらりの也。

後々、秋云、朝廷ふて、まの  
大祓のあを、を、み、あつ、ま  
志は、す、れ、ほ、こ、り、あ  
も、さ、ら、あ、あ、ハ、一、年  
に、一、度、に、て、る、罪、穢、を、清  
あ、る、あ、の、さ、く、あ、た、れ

三ナ ヅキ ツゴモリノオホ ハラヒ シハスモ ナラフコレニ  
**六月晦大祓 十二月准之**

**真苗云** 古、毎年六月十二月晦日、朝廷に行け、  
大祓也、又諸國ふて、之に、あ、ら、ひ、て、大



今、コトシキキ今年六月晦  
シラヒ日夕日之降乃とあると  
 ころを必けつるなり  
 日とすむへまことにて  
 るを大祓の行ハ、日  
 にいふありハ、けり  
 のふふの、といふ意あり  
 ざる故に、日字あり  
 始のふふありをり  
 始あり、日とハ、む  
 おし、たると、あられたる

ハ、此詞いかに、カク考へたるなり  
 は、いふあり、シラヒ罪穢の清あらんこと、カク於ちつり  
 あり、此詞ハ、シラヒ祓ふハ、カク阿らず、シラヒ祓のわざを、カク其  
 時に、此詞ハ、カクよむ物ありと心得へし、カク然ハ、カクあり  
カク上、カク件の如く心得、カク誤り来するも、カク久志お  
カクやふて、カク世に普くあり習ひとあり、カク形ハ、カク  
カクハ、カク今、カク此を讀を、カクあしと、カク答むへまに、カクあり  
カク祓や祝詞やの、カクけり、カク心得辨へ、カクあて、カクあむこ  
カクと、カク世に、カクあり、カク名たるも、カク宜し、カクかりぬへく、カクあ  
カク我、カク真苗云、カク後叙に云、カクた、カク如く、カク祓を、カクせり、カクて

考云、カク宇其郡波里ハ、カク宇都  
カク久万里ヤ、カクいふ言ハ、カク都を  
カク略ス、カク久を、カク其に、カク轉ハ、カクたる

集侍親王諸王諸臣百官

カク祓詞を、カクあむたりとて、カクあむれ、カク詮ら、カクあむへま、カクそ  
カクの如く、カク三條の教、カク則ふ、カク多、カク然いふ、カクあむを、カク知  
カクたる、カクのみ、カクにて、カク多、カク同、カクあむ、カク詮、カクあむ、カク也、カク大祓詞ハ、カク天  
カク津罪國津罪を、カク犯せ、カクあむ、カクく、カクの災、カクい、カク来ると  
カクいふ、カクあむを、カクあむ、カク聞、カクあむ、カクあむ、カクあむ、カク三條の教、カク則  
カクハ、カク其、カク天津罪國津罪を、カク犯せ、カクあむ、カクく、カクのあむ、カクや、カクら、カクに  
カクとの、カクあむ、カクも、カク也、カクは、カクれ、カクハ、カク其、カク本源ハ、カク一  
カク也、カクよ、カクく、カク味、カクけ、カクあ、カクへ、カクき、カク事、カクあり、カクか、カク一

して宇都島都万佐  
 どの宇都に同一那波里  
 ハ曾那波里清万波里  
 とれ万波里の類ひふて  
 延てりも辞也遷居さ  
 ま改りしちり○後々  
 云集侍親王諸王云々諸  
 聞食止宣の詞ハ後に加  
 へたるものありへしと  
 後釈に云れりか如し  
 多し其加へしゆ  
 我やよりさされられハ  
 今云むとす此次ある天  
 皇朝廷ル仕奉苗比礼挂  
 伴男云々諸聞食止宣ハ

人等諸聞食止宣

ヒト タチ モロクノキユシ  
 百千の人れ正しく立並ひていと静かに群る  
 多ううはさうに其頭の少しはく動くさあ故  
 いは法詞ふてうぢも動あめあけれりハ万葉  
 集に疊有青垣山やあもあハるや同言にて立  
 並ふをいふ詞也後釈云親王云々をへてか  
 さるにつらね擧るさる上代も臣連國造伴  
 造百八十部ありし王諸王諸臣やはくね云  
 るあとも書紀の推古巻に始めて見えり其

執中抄云うお

百官人等をすへりく  
 意ありとも上代の雅ひ  
 ぬ詞にてよろうか  
 さあれあれる世あて  
 ねる人のゆかふそれ  
 とあまかかやうあれ  
 ハかく親王諸王諸臣百  
 官人等諸といふ詞を加  
 へてはれし人も速に  
 聞やうはやくにあり  
 たりあり

頃よりの事ありてさて天武巻に至りて親  
 王諸王及諸臣とも親王諸王及群卿とも親王  
 諸臣及百寮人とも親王諸王諸臣及百官人や  
 も見えり理古ハ皇子諸王男女やにさへて  
 美古と申して王字を通けし書けりハ諸王と  
 いふ皇子もあはれりさて後に親王やいふ  
 彌の出来てハ親王を美古と申し諸王を意雷  
 伎美といふありと古ハ於布記といふ申は天  
 皇をけし名奉りて皇子諸王さてはあはれり  
 彌れまきして百官やいふありハいほの頃よ



王云そめ々むいせ古くして古事記にも見え  
 多しはれとあるそとわ書にあらへるごと  
 ありんし○諸ハ上に属て讀へし古事記も天  
 神諸れやひるか如し○宣ハ能留と訓へしあ  
 こち中臣れみけうら云々にて俗言ふ申聞  
 ありといふ意あり真苗云凡て此祝詞ふ宣と  
 何るう一段にて此時集ひ多し人々同音ふ稱  
 唯ハ定ありしる例あれハ祈年祭のけしをに  
 云々聞食登宣神主祝部等共とありにて次々  
 ハ略おたるを知へし○親王諸王諸臣とハ繼

嗣令に凡皇兄弟皇子皆為親王以外並為諸王  
 自親王五世雖得王名不在皇親之限とあり又  
 其後慶雲三年代紀々五世の王も亦皇親なる  
 へたの事見えり王とされと今ハ四親王家とて  
 伏見宮閑院宮桂宮有栖川宮の外新ある諸親  
 王家ハ二世あり姓を賜りて華族に列あり  
 給ふ事也古やての姓を賜ハ且今も公卿諸侯  
 此稱を廢して存し更めて華族と云即諸臣也  
 草莽卑賤の者といへとも今あてハ區別なく  
 廣く諸臣といへよまの如し百官人とハ官

省察司の人々也○上代ふ中臣家の被詞を宣  
聞きし今世教導職の三條の教則を貴賤と  
おく説きしは事柄のちよまハ一ツめて  
其、人々の身裁、たゞきまらぬ、りてあり

天皇朝廷尔仕奉苗  
スノラガミカドニツカヘマツル  
後釈云天

須賣良我美加度と訓へし此、末に天皇我朝廷

鎮御魂齋戸祭祝詞ふ皇我朝廷乎や見えしり

比禮挂伴男  
ヒレカケルトモノヲ  
考云領巾ハ女の掛る物也古ハ女のまへてかけ

りり、さ、紀ふる万葉に、見えし、れと、さ、  
ハ手襪挂伴男や對へ其、外ハ宮中に、仕、ら、わ、さ  
ら、人、と、も、就、い、へ、れ、ハ、大御食ふ仕る采女を、  
專指ていふあり男ハ借字也古事記又他の祝  
詞ふハ伴緒と書る或正しや、緒尾男雄ふと、  
假字同一多ハ、た、か、ま、に、借用る、古、の、常、ふ  
る真苗云伴男の男ハ考に云、トモノヲ、トモノヲ、トモノヲ  
や書るハ正字にて其職々ふ仕奉る一部をい  
ひて、即、一、緒、に、統、け、ら、ね、ら、意、あ、ま、  
後釈ふ長の意に説れ多るハ、

考云手襁挂伴男とハ、  
 寸を多て仕奉るハ、  
 忌部あり、あし、  
 大御食造仕奉る膳  
 部をさき見ゆ然ハ、  
 ち、ハ男といはむ、  
 ち、あしとすへて  
 伴男あり、ち、是ハ男  
 ハ、本借字也、次々、同  
 一、すへて部類あり、  
 緒と多しあり

手襁挂伴男

タ スキ カクル トモノ  
 真苗云 手襁挂伴男 靴負  
 伴男 劔佩伴男 の三種 伴  
 男のち、或、是、あ、り、  
 り、る、に、あ、る、今、古、書、と、  
 概略を載りあり、先手襁挂伴男と比禮挂伴男  
 や、共、に、大、御、食、に、仕、奉、る、人、と、  
 詞の、何、や、り、て、か、く、か、  
 景行巻に五十三年秋八月、  
 海道冬十月至上総國、  
 覺賀鳥之聲欲見其鳥形、  
 尋而出海中、仍得白蛤

後釈云、靴負伴男、劔佩伴  
 男とハ、後世の六衛府の  
 なるひの武官を云あり、  
 考に、近衛を守ると、  
 ハ、言違ひあり、へ、近衛  
 也、ハ、内、重、や、い、ま、か

靴負伴男

ニ、コ、カ、レ、テ、オ、シ、  
 於是膳臣遠祖名磐鹿六鷹、  
 繪而進之、故美六鷹、  
 御食物に仕奉る人、  
 男、や、い、ま、こ、  
 靴負伴男、劔佩伴男、  
 云、る、あ、り、  
 真苗云、靴負伴男とハ、  
 上代、  
 靴、大、伴、部、を、  
 録、左、京、神、別、に、  
 大、伴、宿、祢、高、皇、  
 産、靈、尊、五、世、  
 孫、天、

押日命之後也。初天孫彥火瓊杵尊神駕之降也。天押日命大来目部立御前降于日向高千穗峰。然後以大来目部为天靱負部。天靱負之号起於此也。雄略天皇御世以天靱負賜大連公奏曰。衛門開闔之務於職已重若一身難堪望與愚兒語相伴奉衛左右。勅依奏是大伴佐伯二氏掌左右。開闔之縁也。又書紀景行卷に日本武尊居甲斐國酒折宮以靱部賜大伴連之遠祖武日也。と云ふ是等により考ふれば上代此靱負伴男能人々常に御門を守り事やある時ハ冠賊

ふいむかひ又天皇の行幸あるせ給ふ

をりにハ御供ふ奉仕するあり

劔佩伴男

真苗云云ハ太刀佩部のありて古内舍人としての官人の

晝夜やりに刀劔を帯て天皇の御身辺を守り又行幸の供奉をいりて奉仕する人々をいふ也。此三種伴男や書紀清寧卷に天皇恨無子乃遣大伴室屋大連於諸國置白髮部舍人白髮部膳夫白髮部靱負冀垂遺跡令觀於後とあり。又継体卷に大伴大連奏請曰臣聞

前王之宰世也。非維城之固無以鎮其乾坤。非掖  
庭之親無以繼其跼。是故白髮天皇無嗣。遺臣  
祖父大伴室屋。每州安置三種白髮部。以留後世  
之名。嗟夫。可不愴歎。注以言三種者。一白髮部。舍  
人。二白髮部。供膳。三白髮部。靱負。とあるかゝの  
あり。此三種部を置るや。いふハ白髮武廣國押  
稚日本根子天皇の御代。承奉三種職の  
人々に。田地をたよひ。天皇崩御まゝに。おち  
散官とあり。その三種の白髮部等。田地に退身  
て。永く天皇の恩頼を。子々孫々に傳へしと

天皇の御名を。後世に。かゝるを。奉らる  
まめあり。る多武烈。卷に。詔曰。傳國之機。立子為  
貴朕無繼嗣。何以傳名。且依天皇旧例。置小泊瀬  
舍人。使為代号。万歳難忘者也。や。い。如く。往古  
御子の。ひ。せ。終りぬ。天皇ハ。御名代。や。て。舍  
人等。亦。田地を賜之。と。ある。故。以て。御代々  
々の天皇。三種のや。の。れ。を。内官人。と  
て。召仕り。け。ある。皇后皇子。三種。伴を。ハ。置。け  
る。と。あり。ある。手。近。く。い。は。華族。と。の。家  
々。あり。も。玄關。應。接。の。者。近。習。の。者。勝。手。賄。の。者。

後叙云後世の文の格を以て思へハ、其の伴男能といふことありて、聞ゆしとて、まへてかく、古文の何やありて、始氏セハ上にいへる如く、その部、長を云称ある故に、其部の長々を始として、其下々ありて、いふこと、此詞ありて、ハ長ある也

此、三種の随従ありて、用度の足ハぬりけり

伴男 能 八十伴男 乎 始氏

真苗云 八十伴男と云、其職某部と伴男の數多

ハカクといへるありて、いはく、手襪挂伴、男の部ハ、膳部采女部主水部日置部鞆負伴男の部ハ、大久米部鞆大伴部門部語部劔佩伴男の部ハ、内物部大舍人部楯部弓削部矢作部鞆部とあり、猶此、外なる其々の部のありて

とみ知へ

考云、官省寮司の下にある、諸部の者ともあり、後叙云、官々ハ、即上の八十伴あり、仕奉る人ハ、其長々の下に屬して、仕奉る官人とも也、○真苗云、考後叙云、其の説委あらず、本注云、云々如く、元來云々

ハ、古書亦明々、○始氏や、次の官々ハ、仕奉る人等や、いふに分て、に、其伴長といふに、ハ、あらず、伴男の男ハ、緒あり、さく、前云々

官々 尔 仕奉 苗 人等 乃 真苗 云 官

々ハ、比礼挂伴男といふ、次々八十伴男、至る、す、へ、い、ね、て、云、は、ら、り、故、に、此、仕奉る人等や、云中に、太政大臣を始め、や、志、て、一、切、の、官、人、越、え、り、理

文意ハ先<sup>ツ</sup>始<sup>リ</sup>に天皇の御身近<sup>ク</sup>奉<sup>仕</sup>るを奉<sup>け</sup>次<sup>の</sup>八十伴男ハ百官<sup>あり</sup>八十<sup>と</sup>其伴<sup>の</sup>多<sup>を</sup>を  
 いひ官々ハ又<sup>そ</sup>を細<sup>かに</sup>云<sup>ふ</sup>て八十伴男<sup>あり</sup>その部々<sup>の人</sup>等<sup>あり</sup>か<sup>ら</sup>ハ官々<sup>り</sup>  
 け<sup>う</sup>へまつる人<sup>との</sup>もあ<sup>り</sup>て<sup>は</sup>於<sup>て</sup>意<sup>を</sup>比<sup>礼</sup>掛<sup>伴</sup>男<sup>あり</sup>は<sup>お</sup>く<sup>か</sup>へ<sup>て</sup>あ<sup>る</sup>に<sup>云</sup>は  
 ハ古文<sup>の</sup>あ<sup>や</sup>あ<sup>り</sup>

アヤミチ オカニ  
 過<sup>ア</sup>犯<sup>ヤ</sup>家<sup>ミ</sup>雑<sup>チ</sup>々<sup>ノ</sup>罪<sup>ツ</sup>乎<sup>ニ</sup>  
 後<sup>ア</sup>秋<sup>ヤ</sup>云<sup>ミ</sup>過<sup>ア</sup>中<sup>ニ</sup>ハ

考<sup>て</sup>あ<sup>ま</sup>は<sup>し</sup>そ<sup>う</sup>て<sup>は</sup>於<sup>て</sup>犯<sup>す</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>凡</sup>  
 て罪<sup>と</sup>あ<sup>る</sup>こ<sup>と</sup>を<sup>知</sup>れ<sup>う</sup>ら<sup>殊</sup>更<sup>に</sup>心<sup>を</sup>犯<sup>す</sup>  
 考<sup>て</sup>あ<sup>ま</sup>は<sup>し</sup>そ<sup>う</sup>て<sup>ハ</sup>あ<sup>る</sup>犯<sup>す</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>考</sup>  
 糾<sup>ハ</sup>あ<sup>る</sup>う<sup>ら</sup>う<sup>多</sup>過<sup>とい</sup>信<sup>る</sup>ハ<sup>お</sup>も<sup>ろ</sup>

考<sup>て</sup>あ<sup>ま</sup>は<sup>し</sup>そ<sup>う</sup>て<sup>ハ</sup>犯<sup>す</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>考</sup>  
 つ<sup>あ</sup>る<sup>次</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>る<sup>に</sup>大<sup>に</sup>う<sup>ら</sup>に<sup>す</sup>る<sup>を</sup>い<sup>ふ</sup>  
 大<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>る<sup>に</sup>大<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>る<sup>に</sup>大<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>る<sup>に</sup>  
 字<sup>ハ</sup>於<sup>て</sup>信<sup>る</sup>真<sup>苗</sup>云<sup>雑</sup>々<sup>罪</sup>と<sup>ハ</sup>下<sup>あり</sup>天<sup>ア</sup>  
 津<sup>罪</sup>國<sup>津</sup>罪<sup>を</sup>い<sup>ふ</sup>ら<sup>う</sup>そ<sup>れ</sup>犯<sup>す</sup>とい<sup>ふ</sup>ハ  
 即<sup>チ</sup>彼<sup>三</sup>條<sup>の</sup>教<sup>則</sup>を<sup>あ</sup>ら<sup>は</sup>し<sup>る</sup>心<sup>得</sup>る<sup>を</sup>い<sup>ふ</sup>  
 考<sup>て</sup>あ<sup>ま</sup>は<sup>し</sup>そ<sup>う</sup>て<sup>ハ</sup>先<sup>ツ</sup>敬<sup>神</sup>愛<sup>國</sup>とい<sup>ふ</sup>に<sup>あ</sup>ら<sup>う</sup>  
 別<sup>の</sup>事<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>し</sup>官<sup>國</sup>幣<sup>の</sup>神<sup>を</sup>い<sup>ふ</sup>を<sup>奉</sup>呈<sup>其</sup>  
 他<sup>の</sup>神<sup>々</sup>何<sup>き</sup>の<sup>年</sup>月<sup>日</sup>時<sup>間</sup>断<sup>なく</sup>此<sup>國</sup>人<sup>を</sup>  
 守<sup>る</sup>に<sup>あ</sup>ら<sup>う</sup>て<sup>尊</sup>お<sup>卑</sup>す<sup>に</sup>安

く世わつるやいよあをよく心得て敬ひ奉  
るごとくあり。又我大御國ハ古より千五百秋之  
瑞穂國と稱へらる。その如く他國より  
きて地味のあつて多しハ五穀ハけりあり万  
物もそのふ准ひて生育すいとふたよき國  
柄ありありける。けりをその國に生きたるから  
神祇の恩頼をい何とよけりはす國の勝きた  
るをい得るはけりありてあつて人の性を  
受ふる身ふとて恥うておやにけりまや  
心さへお事あり。續紀宝龜七年夏四月己巳勅

祭祀神祇國之大典若不誠敬何以致福如聞諸  
社不修人畜損穢春秋之祀亦多怠慢因茲嘉祥  
弗降災異荐臻言念於斯情深慙傷宜仰諸國莫  
令更然とあるはてに古より神祇を崇敬  
せしめて災のありてある倍次に天理  
人道とも我大御國ハ上代よりて男ハ耕  
女ハ機織といふと多。天業よりける。そのを  
もとててけりけり。幸得たる業ありて正  
直に世ある理ゆきを人道ともいふあり。幸得  
といふハ人々生きけりて持前のあつていふ  
あり。いかに愚ある者も人とおけりむかあり



ハ必はしむあひと多きへは業の一かどハあ  
るりのより。彼神代の海幸山幸のや也  
さるハそををよく心得てあがりたる道に入  
ぬそ天理人道を明かぬあつる人とハいふへ  
たあり。書紀繼体巻に詔曰朕聞士有當年而不  
耕者則天下或受其飢矣女有當年而不績者則  
天下或受其寒矣故帝王躬耕而勸農業后妃親  
蚕而勉糸序况厥百僚暨于萬族未有廢棄農績  
而至殷留者乎有司普告天下令識朕懷あつる  
つりあしらにる知信。次に皇上を奉戴し  
朝旨教遵守さつるいふハ掛卷の畏れ天皇ハ天

テラヌオホミカミ オホミコト  
照大御神の大御心のあつる天津宮事ゆ此  
國を統御し給ふらるハ日神を仰あつるら  
さつる天皇を敬ひ尊み侍らるあつるさつる  
いふらる。既戸皇子憲法に承諾必謹君則天之  
臣則地之天覆地載四時順行万氣得通地欲覆  
天則致壞耳是以君言臣承上行下靡故承諾必  
慎不謹自敗あつるらる思ふへ。然る上ハ  
公にて議給し御政事の旨を少くもあやあら  
おかきあつるらる遵守さるは當然のあつるらる  
はつるか。三條の教則を守らるらる五常五倫

の道よおみつから備り。此祝詞のきへふ  
ふいさう違ふあそびをや、そまはハ  
糾を過てる者のあそびをゆるに過犯家年雜  
々罪とあいへるらうか倍きくは法、志む  
へ大事ふ

今年六月晦之大被尔

考云  
晦朝

を雅言にハ、ツギモチ法おりの日、ツギタチ法おるあちの日やい  
ふへ月隱の日、ツギモチ立の日やいふあちありそ

をちしごりつ

あちといふハ常言也

被給比清給事乎  
ハラヒタマヒキヨメタマフコト  
後釈云波良比

るにい言波良間ハ令被のつまりなるに  
て人にきあふい言て自他の差別也  
集ひ集へ幸忠幸へ

例の如し

諸聞食止宣  
モロクキヨシメセトノル  
後釈云諸とハ上に奉云  
比礼挂伴男云々官々

後釈云大被詞ハ此次高  
天原尔やいふあり初  
にて是まの二段ハ被

の詞ふハあはれ。百官ハ  
大祓の時別に加へて。先  
初に宣詞也。此二段ハ  
多官々の事をいふ

尔仕奉苗人等を  
さへてはす也

也。天下四方国あはれいふ詞ありハ。別ハ百官ハ大祓の時詞あり。あはれいふ。かくてさうの二段  
のうらに天皇朝廷といふより一段ハ。文殊に古く。いふ。さう。あはれ。上代ハ。百官ハ大祓の  
時加へて宣詞あり。詞あり。さう。此段の文の古きを以て。百官ハ大祓ハ上代よりあり。さう。あ  
はれ。を知へた也。但し今年六月晦之といふ言ハ。後に二季の大祓の定あり。時に加へたるさう。あ  
はれ。又集侍親王云々。諸聞食止宣やあはれ。初の一段ハ。その時に加へたる詞あり。さう。さう。此  
段と初の段とハ。多文詞の異なるに。官々をさへ奉らる。同一ことあり。かく。同一さま  
の事ハ重なり。其文のいづく異なる。此段ハ上代よりの詞を。そのまゝに用ゐ。初の段ハ。又後に  
加へたるものあり。故に。さう。高天原尔といふより。下。祓詞ハ。諸国の大祓の祝詞を。朝廷百  
官ハ大祓ハ。兼用を。さう。也

大祓詞三條辨上卷 終

